

日本建築学会東北支部ホームページ掲載  
および掲載原稿に関する規定

1. 掲載（依頼）できる者

- 1.1 日本建築学会東北支部（以下支部）各種委員会
- 1.2 支部各部会
- 1.3 その他、支部が協議し認めた者

2. 原稿の形態

- 2.1 テキスト形式の原稿（改行、字下げ等は原稿通りとなるも  
当方が複数ページに分けることがある）
- 2.2 html ソースとして完成しているもの
- 2.3 html ソースとして完成しているもの（画像を含む）
- 2.4 PDF 形式のページを表示（またはダウンロード）する  
html ソースと PDF ファイル

3. 掲載ページからのリンク

イベント本部へのリンクのみとする

この場合ソースは前述 2. 2 又は 2.3 の何れかとする

4. 掲載責任者の明示

原稿の形態の如何に関わらず、掲載責任者を明記し、問い合わせ、  
苦情などの対応に当たる

5. 掲載終了期日 依頼時に明示すること

6. 開催可否の決定

- 6.1 支部役員会がこれを決定する
- 6.2 可とするも、原稿の変更・手直しを条件とする場合がある

7. 掲載の確認

- 7.1 依頼者はアップロードを確認した旨を報告する
- 7.2 報告の有無に関わらず、掲載によって生じた不利益に対し  
一切の責任は負わない

8. 原稿の送付法

- ①FD に収め支部へ A. 手渡す B. 郵送する
- ②ファイル類をメールに添付し、支部へメールする

付則

1. この規定は、2024年3月27日から施行する。